

大原大学院大学における公的研究費等の不正使用等の調査手続に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、大原大学院大学公的研究費等の不正防止等に関する規程（以下「規程」という。）第 7 条に基づき、大原大学院大学（以下「本学」という。）における公的研究費等の不正使用等に関する調査手続に関し必要な事項を定める。

(研究倫理委員会)

第 2 条 規程第 4 条に規定する最高責任者は、規程第 7 条により調査開始を決定したときは、教職員等に対し、それらが保有する資料の保全を命ずることができる。

2 最高管理責任者は、調査を行うことを決定したときは、大原大学院大学研究倫理委員会（以下「研究倫理委員会」という。）規程（以下「委員会規程」という。）第 5 条の規程により研究倫理委員会の招集を命ずることができる。

(通報者の保護)

第 3 条 研究倫理委員長は通報の対象となった者（以下「被通報者」という。）に対して、通報等を行った者（以下「通報者」という。）の氏名を開示しない。また、委員その他の関係職員は、調査の過程で委員その他関係職員以外に通報者を特定できないように十分な配慮をしなければならない。

2 最高管理責任者は、通報者が通報等をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも被ることがないよう必要な措置を講ずるとともに、通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合、必要な処分を行うことができる。

(悪意に基づく通報)

第 4 条 通報者は、悪意をもって虚偽の通報等をしてはならない。

2 最高管理責任者は、調査の結果、悪意に基づく通報等であることが判明した場合は、通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講ずることがある。

(職権による調査)

第 5 条 最高管理責任者は、通報等の有無にかかわらず、信頼性のある情報が提供され、公的研究費等の不正使用等があると疑われる場合は、研究倫理委員会の招集を命ずることができる。

(調査)

第 6 条 研究倫理委員会は、招集から 14 日以内に調査に着手しなければならない。

2 研究倫理委員長は、委員会を招集したときには、通報者及び被通報者に対し、調査の開始及び研究倫理委員会の委員名を通知する。

(異議申立て)

第 7 条 通報者及び被通報者は、前条の規定により通知を受けた委員の構成に不服があるときは、前条の通知を受けた日から 7 日以内に最高管理責任者に異議申立てをすることができる。

- 2 最高管理責任者は、前項の規定による異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該申立てに係る委員長又は委員を交代させるものとする。

(判定)

第 8 条 研究倫理委員会は、調査を命じられた日から 90 日以内に公的研究費等の不正使用等が行われたか否かの判定を行うものとする。

- 2 研究倫理委員会は、判定結果を最高管理責任者に通知するとともに、書面にて通報者及び被通報者に開示するものとする。

(不服申立て)

第 9 条 通報者及び被通報者は、前項に規定により開示された判定結果に不服があるときは、その判定結果が開示された日から 14 日以内に最高管理責任者に不服を申立てることができる。

- 2 最高管理責任者は、不服申立てを受理したときは、速やかに不服審査委員会を設置するとともに、通報者及び被通報者に通知するものとする。
- 3 不服審査委員会は、最高管理責任者が指名した者 3 名で組織する。
- 4 不服審査委員会は、速やかに判定結果、関係資料を審査するとともに、必要に応じて関係者に対する事情聴取を行い、再調査の必要性を審査し、最高管理責任者に報告するものとする。

(再調査)

第 10 条 最高管理責任者は、前条により再調査の必要があると認めるときは、速やかに研究倫理委員会に対し再調査を命ずるものとする。

- 2 通報者及び被通報者は、再調査の結果に対して異議を申し立てることができない。
- 3 再調査の手続きは、第 6 条から第 8 条の規定を準用する。

(措置)

第 11 条 最高管理責任者は、不正使用等があったものと認められた場合、被通報者に対し就業規則等に基づき、必要な処分を行うことができる。

- 2 最高管理責任者は、不正使用等の事実が明らかとなったときは、規程第 5 条に規定する統括管理責任者に対し、是正措置、再発防止措置等を講じるよう、命じなければならない。
- 3 統括管理責任者は、前項により再発防止措置等を講じるように命ぜられた場合は、直ちに必要な措置を講じなければならない。
- 4 統括管理責任者は、前項の再発防止措置等を講じたときは、遅滞なく当該再発防止措置等の内容、是正結果等を通報者に通知し、最高管理責任者に報告するものとする。

(公表)

第 12 条 最高管理責任者は、不正使用等があったものと認められた場合において、当該不正使用等が故意又は重大な過失によるものであるときは、当該不正使用等の内容その他必要な事項を公表する。

- 2 最高管理責任者は、不正使用等が故意又は重大な過失によるものではないと認めた場合又は不正使用等がなかったものと認めた場合は、原則として公表しない。ただし、判定前に当該通報等の内容が学内又は学外に漏洩していた場合は、不正使用等が故意又は重大な過失によるものではなかったこと又は不正使用等がなかったことその他必要な事項を公表し、被通報者の不利益の発生の防止のための措置を講ずるものとする。
- 3 最高管理責任者は、当該不正使用等及び再発防止措置等の内容、是正結果等を公的研究費等の配分機関・関係府省に報告するものとする。

(協力義務)

第 13 条 教職員等は、委員会による事実の究明に協力しなければならない。

(守秘義務)

第 14 条 委員その他関係職員は、通報等の内容及び調査結果で得られた情報を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

(事務)

第 15 条 この規程に関する事務は、事務局にて行う。

(雑則)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、公的研究費等の不正使用等の調査手続に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。